

東京都北区広告掲載取扱要綱

18北政広第81号
平成18年6月1日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）の広告媒体への広告掲載に関して必要な事項を定め、もって区が有する資産（以下「区資産」という。）について、その効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用することで、新たな財源を確保し、地域経済の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(広告掲載の媒体)

第3条 広告を掲載する媒体（以下、「広告媒体」という。）は、次に掲げる区資産のうち広告掲載が可能なものをいう。ただし、実施機関が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象外とする。

- (1) 区民等への配布を目的として区が作成する冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、封筒その他これらに類するもの
- (2) 区のWEBページ
- (3) その他広告媒体として活用できる区資産

2 前項の規定にかかわらず、区長は広告媒体の寄付を受けることができる。

(広告掲載の総合窓口)

第4条 各実施機関が行う広告媒体への広告掲載事務を円滑に進め、かつ利用者の便宜を図るために、掲載の申込手続及び実施機関相互の連絡調整に関する事務を総合的に行う窓口（以下「総合窓口」という。）を政策経営部広報課に設置する。

(掲載の範囲)

第5条 広告媒体に掲載することができる広告は、区民生活に関連したもので、次の各号いずれにも該当しないものとし、その判断基準は別表のとおりとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するなど、広告を掲載することが妥当でないと認めたものが掲載する広告
- (7) 行政機関から指名停止等の行政処分を受けているものが掲載する広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告全般に関する基本的な考え方)

第6条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなけれ

ばならない。

(屋外広告物に関する基本的な考え方)

第7条 東京都屋外広告物条例(昭和24年8月27日東京都条例第100号)第2条に定める屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告物を掲出する地域の特性に配慮しなければならない。

(屋外広告物に関する都市景観上の基準)

第8条 屋外広告物の内容及びデザインが、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

(屋外広告物に関する交通安全上の基準)

第9条 屋外広告物の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

(1) 歩行者又は自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(2) 歩行者又は自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(WEBページに関する基準)

第10条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第11条 この要綱に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、各主管部長が別途基準を作成することができる。

(掲載の順位)

第12条 広告媒体に掲載する広告の掲載順位は次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれに類するもの

第2順位 私企業のうち、公共的性格を有するもの

第3順位 上記以外の私企業及び自営業等

(広告の規格等)

第13条 広告の規格、広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各主管部長が別に定める。

(広告の掲載料等)

第14条 広告の掲載料、納入方法等については、当該広告媒体ごとに各主管部長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第15条 広告の募集方法、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて各主管部長が別に定める。

(掲載の決定)

第16条 実施機関は、第5条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の規定による掲載の可否の決定に際し、主管部長は関係各部の意見を求めることができる。

(広告主の責任)

第17条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、東京都北区刊行物等広告掲載取扱要綱（平成14年8月30日区長決裁14北企広第219号）は、廃止する。

付 則（平成18年10月20日区長決裁北政広第303号）

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

付 則（平成20年3月13日区長決裁19北政広第2014号）

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。

掲載の範囲決定に係る広告掲載基準

要綱		運用基準			備考	
条項	本文	項目	細目	例示		
第5条第1号	法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの	広告できる事項が法令で定められている場合、その定められた事項以外のもの		医療法、あん摩・マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、法で制限列挙された事項以外は広告できない。	
第5条第2号	広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの	広告内容が著しく営利性を帯びているもの	過剰な利潤追求を内容とするもの	マルチ商法・キャッチ商法 代理店募集	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、過剰な利潤追求を内容とするものを広告掲載することは、適当でない。	
			貸金業など、いわゆる「町の金融」に関するもの		サラリーマン金融 無届出の金融業者	これらの業種は大きな社会問題となっており、広告掲載することは適当でない。
			広告内容が著しく特定の区民に限られているもの	特定の区民を対象としたもの ※社会通念上認められるものを除く	会員への通知広告 尋ね人等の広告	区の発行物の多くは、広く区民に周知することを目的とした媒体であることから、これら特定の者のみを対象とした広告を掲載することは、適当でない。
				個人間の物品の交換や譲渡に関するもの	物品交換、不用品売買 物品譲渡	
			あたかも区が推奨しているかのような表現のもの	区名使用及びそれと類似の表現のもの		・区名や類似の表現等により、区が推奨しているような誤解を受けやすいものを広告掲載することは、適当でない。 ・広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
			いかがわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの	過激な表現や他のものを誹謗中傷等するもの		区の印刷物そのものの公共性を阻害するものを広告掲載することは、適当でない。
第5条第3号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの	法に列挙されている業種		キャバレー・ナイトクラブ・まあじやん屋・ばちんこ屋等	区の発行物の対象からみて、区民生活と密着したものとは言えず、広告を掲載することは適当でない。	
第5条第4号	政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの		政治活動については、区の関与が禁止されている。	
			個人又は法人等の名刺広告	死亡通知、季節の挨拶	意見広告、時候の挨拶などは区民生活の情報として提供するにふさわしいものではない。	
		個人、団体等の主義主張に関するもの	個人、団体等の主義主張	国、他団体、区を誹謗中傷するもの	個人、団体等の主義主張は、区民生活に利便を提供するものではない。	
		布教・義援金募金等による宗教活動に類するもの	寺社や宗教名等を用いて行われる布教及び義援金募集活動		宗教活動については、区の関与が禁止されている。	
		政党等の講演会等に関するもの		政党等の講演会開催の広告	政治活動については、区の関与が禁止されている。	
第5条第5号	公の秩序又は善良な風俗に反するもの	いかがわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの	社会の法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの	とばく・無届出の金融業	倫理に反する行為、正義観念に反する行為、暴利又は不公正な取引行為は、社会生活の安定を破壊するおそれがある。	
			個人、他企業等を誹謗中傷するもの		商取引の安定を破壊し、企業活動の公正さを損なうおそれがある。	
			過激な表現、いかがわしい表現のもの		健全な区民生活を破壊し、かつ、青少年の健全育成を妨げる。	
第5条第6号	法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するなど、広告を掲載することが適当でないと認められたものが掲載する広告	社会的規範に違反するなど社会的信用を損なう広告主が掲載する広告			社会的信用を損なうような不祥事を起こした業者に係る広告を、区の発行物等に掲載することは妥当でない。	
第5条第7号	行政機関から指名停止等の行政処分を受けているものが掲載する広告				行政処分を受けている業者に係る広告を、区の発行物等に掲載することは妥当でない。	
第5条第8号	前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと認められるもの	あたかも区が推奨しているかのような印象を与えるもの		健康食品、健康飲料 健康器具	これらのものの中には、品質表示に誇張があるものがあり、掲載することによりあたかも区が推奨しているかのような印象を与える。	
			必要以上に消費者の購買意欲をそそぐと思われるもの			区民の浪費を助長し、安定した経済生活を破壊するおそれがある。
			社会問題となっている事項に関するもの			社会的な合意を得られていない事項に関する広告掲載を、区の発行する印刷物に掲載することは、適当でない。